十八　水銀体温計	体温の測定
十九　水銀式血圧計	血圧の測定
二十　温度定点セル	温度定点の実現
二十一　ゴム	小型家電等の固定
二十二　顔料	物品の着色
二十三　香料	化粧品等の着香
二十四　雷管	起爆
二十五　花火	鑑賞
二十六　塗料	一　着色、つや出し又は保護等
	二　貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止等
	三　物品の表面温度の測定又は監視等
二十七　銀板写真	鑑賞
二十八　水銀ペレット及び水銀粉末	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）、ＨＩＤランプ、放電ランプ（蛍光ランプ及びＨＩＤランプを除く。）への水銀の封入
二十九　ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）	蒸気の発生
三十　灯台の回転装置	レンズの浮揚
三十一　拡散ポンプ	減圧及びその状態の維持
三十二　圧力逃し装置	圧力の減衰
三十三　ダンパ	振動又は衝撃の軽減
三十四　Ｘ線管	Ｘ線の発生
三十五　水銀抵抗原器	電気抵抗の標準
三十六　回転接続コネクター	回転体を通じた電源供給又は信号の取出し
三十七　赤外線検出素子	赤外線の検出及び電気信号への変換
三十八　浮ひょう形密度計	液体の密度の測定
三十九　周波数標準機	周波数及び時間の標準
四十　放射線検出器	放射線の検出
四十一　検知管	気体の検出又はその濃度の測定
四十二　積算時間計	装置の累積使用時間の測定
四十三　ひずみゲージ式センサ	ひずみの測定
四十四　電量計	電気量の測定
四十五　参照電極	電位を測定又は制御するための基準
四十六　ジャイロコンパス	針路及び方位の測定
四十七　鏡	光の反射
四十八　握力計	握力の測定
四十九　医薬品	人又は動物の疾病の診断、治療又は予防
五十　つや出し剤	つや出し等
五十一　美術工芸品	鑑賞
五十二　水銀の製剤	歯科治療
五十三　塩化第一水銀の製剤	窯業製品の製造
五十四　塩化第二水銀の製剤	一　製革
	二　木材の不燃化
	三　写真の感光
	四　アセチレンガスの洗浄
	五　半導体材料ガスの洗浄
五十五　よう化第二水銀の製剤	写真の感光
五十六　硝酸第一水銀の製剤	帽子製造におけるフェルトの処理
五十七　硝酸第二水銀の製剤	帽子製造におけるフェルトの処理
五十八　チオシアン酸第二水銀の製剤	写真の感光
五十九　酢酸フェニル水銀の製剤	一　製革又は製紙
	二　繊維の柔軟剤

様式（第四条関係）

新用途水銀使用製品製造（販売）届出書

平成　年　月　日

主務大臣　殿

届出者
住　所
氏　名　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第14条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

新用途水銀使用製品の種類	
新用途水銀使用製品の用途	